

第 6 回広陵町自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第 6 回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和元年 1 2 月 7 日 (土) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで
開催場所	広陵町役場 3 階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、藤田和郎委員、 北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、阪本博三委員、河野伊津美委員、 嶋中 章委員、森田隆夫委員、箴部 牧委員、千北慎也委員 計 1 2 人
欠席委員の 氏名及び人数	久保知三委員、茶野武司委員、高月光太郎委員、新谷眞貴子委員 計 4 人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、企画政策課 課長 尾崎充康、 主任 治田久恵、主任 植村亮太 計 4 人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	3 人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 全体説明 (条文案の説明)

	<p>4 各部会での審議</p> <p>5 その他（今後のスケジュール等）</p> <p>6 閉会</p>
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p>
会長	<p>○会長あいさつ</p> <p>朝からも住民ワークショップに参加していただいた方がほとんど。</p> <p>委員には昼からもよろしく願います。</p>
事務局及び庁内 WG法制班	<p>○全体説明（条文案の説明：抜粋）</p> <p>前回の第5回審議会の委員皆さんの意見を受けて、条文案を作成させていただいた。事前に見てもらっていることと思うので、要点を絞って説明したい。</p> <p>（資料1-1と資料1-2に基づいて説明）</p> <p>※説明部分については省略</p> <p>（質疑応答）</p> <p>基本理念（4） 現在、「ささえ愛」という活動も行っているため、「助け合う」だけでなく、「助け合い、支え合う」というふうに入れて</p>

もらえれば。

⇒そのように記載したいと思う。

基本原則（４）健全な行政経営を行うの前に、「町民にやさしい」や「住民に寄り添った」という文言を入れては。

⇒そのような表現は詳しく説明する逐条解説で記載したいと考えているが、一度持ち帰らせてもらう。

基本原則（５）「持続発展可能な循環型のまちづくり」の循環型は持続発展可能とかぶるので、不要では。

⇒削除する方向で検討する。

条例の見直しの第１項、「適切な時期に検討を行う」は時期を明記すべきでは。時期を明記しているところとしていないところがあるのか。

⇒その明記した時期までに変更する条文がない場合もあり、時期を決める必要が特にないと考えた。吉野町と八尾市は「５年を超えない期間ごとに」と明記し、西脇市と朝来市は「適切な時期」として明記していない。

集まった上で、変更がなかったとしても問題ない。明確に時期を決めず、この条例が忘れ去られる方が問題では。

⇒そのとおりかと思う。時期を明記する方向で検討する。

個人情報保護の第3項は、他の自治体では入っているところと入っていないところがある。ぜひとも入れてもらいたい。

⇒町職員も名簿を把握する団体も、個人情報を持つ責任が生じるため、個人情報に関する研修を行う必要がある。

個人情報保護の第3項、「一定の手続を経て」は、発災時に職員が手を取られ、手続に時間がかかってしまうのでは。

⇒電話一本でも手続である。平常時に団体や町が情報共有し、名簿などもやりとりしていて、いざという時に電話一本で情報公開をすればよい。

多くの部分で「町は」と書いているが、「町は」となると、総則で定義しているとおおり、町議会を含むこととなる。ここでは「行政は」という意味合いではないか。

⇒もう一度、総則班と話し合っ、定義について確認したい。

住民自治のあり方第3項、定義と住民自治の原則第3項で同じような条文となっている。

⇒再度、表現を検討する。

大項目、住民自治で吉野町などは「非営利・非宗教」を入れている。この言葉を入れた方がいいのでは。

⇒住民、自治経営は非営利だが、コミュニティビジネスなど商売する

	<p>ことを否定しているわけではない。あくまで非分配法則であり、労働の対価をもらうのは問題なし。</p> <p>補助金の要綱に記載しているので、不要と思われる。</p> <p>地域自治団体第4項、「事務事業」という言葉は、「上からちょっと事務をやってね」というように下請け感がある。「事業」でいいのでは。</p> <p>⇒「事務事業」という文言について、再度検討させていただく。</p> <p>(質疑応答後、分科会に分かれて審議)</p>
分科会(総則ブロック)	<p>○総則(資料2-1に基づき審議)</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、別紙1-1参照のこと。</p>
分科会(参画・協働ブロック)	<p>○総則(資料2-2に基づき審議)</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、別紙1-2参照のこと。</p>
事務局	<p>次回は、今回と同じ流れで全体会で条文案の説明を行ったあと、各部会に分かれてご審議いただく。他の班の審議する部分については、議事録を参照してほしい。</p> <p>(流れ解散：各部会で終了)</p>